

|    | 点検項目                                                                                                            | 令和3年度の取組に対する自己評価                                                                                                                                               | 改善のための措置                                                                                                     | 改善時期                       |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 1  | 機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。                                    | 機構提供のビデオ教材により、いっそう理解を深めた。                                                                                                                                      | 全教職員を対象に教職員向けの「いじめ理解度チェック」を実施し理解を深めた。                                                                        | 令和4年10月実施済                 |
| 2  | 定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。                                      | 2ヶ月に1度、会議を開催し、情報共有を行っている。                                                                                                                                      | 引き続き定期的に開催する。                                                                                                | -                          |
| 3  | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。                                                           | 機構提供のビデオ教材を視聴することを研修とした。                                                                                                                                       | 全教職員を対象に教職員向けの「いじめ理解度チェック」を実施するとともに、高専機構作成のいじめ研修用動画の視聴を周知し、理解を深める。                                           | 令和4年10月実施済、令和4年12月         |
| 4  | 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。                                              | ホームページに掲載することにより周知した。<br><a href="https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html">https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html</a>                           | ホームページに掲載し、全教職員に内容を確認するようメールで周知した。                                                                           | 令和4年11月実施済                 |
| 5  | いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。                                          | ホームページに掲載することにより周知した。<br><a href="https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html">https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html</a>                           | ホームページに掲載し、全教職員に内容を確認するようメールで周知した。                                                                           | 令和4年11月実施済                 |
| 6  | いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。                                     | 全学科全学年担任と学科長・系長で構成する「担任会議」及び「学生相談室会議」により、把握したいじめの情報を共有している。                                                                                                    | 引き続き「担任会議」及び「学生相談室会議」により把握したいじめの情報を「いじめ対策委員会」に報告する                                                           | -                          |
| 7  | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。 | いじめ防止等基本計画に重大事案の定義や役割が明記されており、周知されている。                                                                                                                         | ホームページに掲載し、全教職員に内容を確認するようメールで周知した。                                                                           | 令和4年11月実施済                 |
| 8  | いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている                                                                  | 全学科全学年で構成する「担任会議」及び学生相談室会議により情報を共有している。                                                                                                                        | 引き続き「担任会議」及び「学生相談室会議」により情報共有を行う。                                                                             | -                          |
| 9  | 令和3年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか                   | 令和3年度の取組みはいじめ対策委員会で検証を行っているが、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実効性があるか深い議論は行われなかった。令和4年度はいじめ対策委員会で議論を行う。                                                            | 年度末に点検を実施し、必要に応じて改正する。                                                                                       | 令和5年2月                     |
| 10 | 学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。                                 | 6月の高専生活アンケート、4月及び1月に実施した全学生面談(4月、1月)時の計3回を実施していた。気がかりな学生については教員間で情報を共有し、学級担任が随時学生と面談したり、保護者に連絡したりしているので、これをアンケート1回分に相当すると考えていた。令和4年度から10月にアンケートを実施し、確実に計4回とする。 | 4月に担任面談、6月に高専生活アンケート、10月にいじめアンケートを実施し、学生相談室・いじめ対策委員会で報告している。1月にもいじめアンケート及び担任面談を実施する予定。                       | 令和4年4月、6月、10月実施済<br>令和5年1月 |
| 11 | 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている                           | スクールカウンセラーと連携している。スクールカウンセラーの情報は、担任会議や学生相談室会議で共有している。                                                                                                          | 引き続きスクールカウンセラーの情報は担任会議や学生相談室会議で共有する。                                                                         | -                          |
| 12 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。                                                            | いじめに特化した研修は行っていないが、SNSやLGBT、性教育の研修時にいじめの話題に触れている。                                                                                                              | インターネット講演、人権講演、性教育講演でいじめの話題に触れるとともに、いじめ・ハラスメントアンケート時に、いじめ理解度チェックを実施している。1月にもいじめ・ハラスメントアンケート、いじめ理解度チェックを実施予定。 | 令和4年10月実施済<br>令和5年1月       |
| 13 | どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。                                                                          | 学生対象の研修で行われている。                                                                                                                                                | いじめ・ハラスメントアンケート時に、いじめ理解度チェックを実施している。1月にも実施予定。                                                                | 令和4年10月実施済<br>令和5年1月       |
| 14 | 学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。                                                      | 学生主体の取組が行われていることは承知しているが、学校のサポートは必ずしも十分とは言えないと考えている。学生が取り組む行動について、いじめ対策委員会で学生の取組をサポートしていくよう検討する。                                                               | 次年度のいじめ防止プログラムを策定するにあたり、学生会からの意見を聞き策定する。                                                                     | 令和5年2月                     |
| 15 | 学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。                               | ホームページで周知している。<br><a href="https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html">https://www.akashi.ac.jp/life/ijimeboushi.html</a>                                  | 引き続き、ホームページで周知する。                                                                                            | -                          |
| 16 | いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。                                          | いじめ防止等基本計画にいじめ事案への取組を明記しており、事案の際には伝えている。                                                                                                                       | 被害・加害の双方の保護者に対して、解決に向けた対応方針を伝えるようにしている。                                                                      | -                          |
| 17 | 外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。                                        | 有識者懇談会は毎回テーマを決めて提言をいただくが、コロナ禍におけるいじめ問題等の話題はあるが、深い議論はできていなかつた。令和4年度から話題を提供するなどして、連携・協力体制を築く。                                                                    | 有識者会議にて本校の取組を説明する予定にしている。                                                                                    | 令和5年3月                     |
| 18 | いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。                                                    | 犯罪行為に該当する場合は、直ちに警察と連携している。                                                                                                                                     | 引き続き、犯罪行為に該当する場合は、直ちに警察と連携する。                                                                                | -                          |